

徳島県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和六年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

185		整理 番号
粟津港		路線名
同	鳴門市大津町徳長字前ノ 越二一 番四地先から 同 九〇番一 地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
四・六〇七・一	四・六〇六・九	敷 地 の 幅 員 (メートル)
三二八・四	三二八・四	延 長 (メートル)